

幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ
報告書

令和5年1月26日

はじめに.....	1
一. 今後求められる幼児期及び架け橋期の姿	4
1. 幼児期及び架け橋期の教育.....	4
2. 幼児教育を支える幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と教育環境.....	5
3. 家庭や地域との連携.....	5
4. 地方自治体や国の役割.....	6
二. 現状と課題、今後の方向性	8
1. 幼児期及び架け橋期の教育.....	8
(1)現状と課題.....	8
(2)今後の方向性.....	10
①架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立.....	10
②架け橋期の教育を充実するために必要な体制.....	12
③特別な配慮を必要とする子供への教育.....	13
2. 幼児教育を支える教育・保育者と教育環境.....	14
(1)現状と課題.....	14
(2)今後の方向性.....	15
①優れた人材の計画的な確保・定着.....	15
②研修の体系化及び外部研修と園内研修を往還する研修の実施.....	15
③幼児教育施設の勤務環境の改善.....	16
④幼児教育施設の安全・安心な環境の確保.....	18
3. 家庭や地域との連携.....	19
(1)現状と課題.....	19
(2)今後の方向性.....	20
①幼児教育施設の機能と施設の開放.....	20
②幼児教育の特性の「見える化」による対話の促進と家庭や地域との認識の共有.....	21
4—1. 地方自治体の役割.....	22
(1)現状と課題.....	22
(2)今後の方向性.....	22
①地方自治体における幼児教育推進体制の構築.....	22
②幼児教育アドバイザーの育成と派遣.....	22
4—2. 国の役割.....	23
(1)現状と課題.....	23
(2)今後の方向性.....	24
①幼児教育の調査研究拠点の整備及び研究ネットワークの構築.....	24
②大規模縦断調査の実施.....	24
③幼児教育の質の評価に関する手法開発及び実証研究の推進.....	25

はじめに

(幼児期及び幼保小接続期の教育の質保障について)

令和4年3月、中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会は「審議経過報告」(以下「審議経過報告」という。)を取りまとめ、幼児教育の質の向上を図るとともに、小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実することが重要であることを提言した。

本報告書は、審議経過報告において、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続について、質保障の仕組みを中心として更に検討を行うとされたことを受け、幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼児教育施設」という。)及び小学校の実務家や有識者等を構成員とするワーキンググループを設置し、検討を重ね、取りまとめたものである。

なお、幼児教育の質については、OECDのStarting StrongIVでは、「子供たちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験の全てである(多面的で複合的なもの)」と定義され、幼児教育の質は多様な側面¹が含まれるものとされている。

本ワーキンググループにおいては、今後求められる幼児期及び幼保小接続期の姿として、幼児期及び幼保小接続期の教育、幼児教育を支える幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と教育環境、家庭や地域との連携、地方自治体や国の役割の4つの観点から整理し、その姿を実現していくことが教育の質保障であると考え、現状と課題、今後の方向性について取りまとめを行った。

(幼児期及び幼保小接続期の教育を取り巻く現状と今後の方向性)

幼児教育については、近年の発達心理学、教育経済学、脳科学など様々な研究成果において、人生初期の質の高い経験がその時期の認知・社会性・情緒の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期的に良い効果をもたらすことが明らかにされてきており、OECD諸国においても、様々な幼児教育・保育の改革が行われているところである。

近年、我が国においても「子ども・子育て支援新制度」(平成27年4月～)、「幼児教育・保育の無償化」(令和元年10月～)など、全ての子供に質の高い幼児教育・保育を提供するための施策が進められてきている。一方、令和3年の出生数が約81万人²となるなど、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからないほか、我が国の経済・社会情勢の変化等により、家庭や地域による子供の学びや成長の格差、障害のある子供や外国籍等の子供など特別な配慮を必要とする子供の増加、幼児教育施設の人材不足・多忙化など、新たな課題も生じてきており、幼児教育施設が提供する幼児教育や子育て支援の充実等が急務となっている。

また、OECDのStarting StrongVでは、接続期の教育の重要性とその改善方策等が提言され、諸

¹ 幼児教育の質は、以下の諸側面を有するとされている。

- ① 志向性の質(法律や政策など政府や自治体が示す方向性)
- ② 構造の質(施設の広さや備えるべき条件、保育者一人あたりの子供の人数など、物的・人的環境の全体的な構造)
- ③ 教育の概念と実践(ナショナルカリキュラム等で示される教育の概念や実践)
- ④ 相互作用、プロセスの質(子供たちの育ちをもたらす保育者と子供たち、子供同士、保育者同士の相互作用や関係性)
- ⑤ 実施運営の質(現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム作り等のための運営・管理)
- ⑥ 子供の成果の質あるいはパフォーマンスの基準(子供たちの現在や未来の幸福につながる成果)

² 厚生労働省「令和3年人口動態統計」では、出生数は81万1622人で、前年の84万835人より2万9213人減少し、明治32年の人口動態統計調査開始以来最少となった。

外国においては、接続期の教育の充実に向けた取組が進められているところである。我が国においても、幼保小、小中、中高などの学校段階等間の接続については、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「3要領・指針」という。)や小・中・高等学校等の学習指導要領に基づき、地方自治体・幼児教育施設・学校において、それぞれ改善が進められてきている。

それに対して、今般、審議経過報告や本報告書において、特に5歳児から小学校1年生までの2年間は「架け橋期」と称し、この2年間に焦点を当てて提言することとしたのは、幼児教育と小学校教育の協働による架け橋期の教育の充実を実現することこそが、その後の学校教育全体を通じた子供の学びにとって非常に重要と考えているからである。

具体的には、義務教育開始前となる5歳児は、それまでの経験を生かしながら新たな課題を発見し、新しい方法を考えたり試したりして実現しようとしていく時期であり、また、義務教育の初年度となる小学校1年生は、自分の好きなことや得意なことが分かっていく中で、それ以降の学びや生活へと発展していく力を身に付ける時期である³。そのため、義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間について、子供の発達の特性を踏まえながら、幼保小の教育を円滑に接続することが、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために非常に重要と考えられる。

子供一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするためには、3要領・指針や小学校学習指導要領の理念をより徹底し、「架け橋期」とそれにつながる時期、さらにその後の時期を通じて、教育の充実を図っていくことが求められる⁴。

さらに、現在、文部科学省では、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申) (令和3年1月26日)を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の取組を進めているところである。幼児教育施設においては、小学校以降の学校教育における授業改善等やそれらを通じて育まれる資質・能力を見通し、遊びを通して学ぶ幼児教育の特性を踏まえつつ、その充実に取り組むことが重要である。また、小学校においては、幼児教育施設において、「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」に向けた資質・能力の芽生えを培っていることを踏まえ、幼児教育の成果を生かした教育活動に取り組むことが重要である。

このような取組を通じた架け橋期の教育の充実は、幼児教育及び小学校教育のみならず、その後の学びや生活の基盤を培うことを子供に保障するとともに、幼保小の教育に携わる関係者の専門性の向上にもつながり、大きな意義を有するものと考えられる。

また、審議経過報告においては、架け橋期の教育の充実は、特定の幼児教育施設や小学校における取組に留まるのではなく、地域の幼児教育施設と小学校が設置者・施設類型・校種を越えて連携することが必要であること、また子供を取り巻く家庭や地域、子供と接する者を養成する大学等(以下「養成校」という。)や幼保小の関係団体等との連携も重要であることが提言されており、家庭や地域にとっても有益な取組となるよう進めていくことが必要である。

我が国では、令和4年6月、こども基本法が成立し、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人

³ 文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」4頁参照。

⁴ 文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」4頁参照。

格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長すること」ができる社会の実現を目指すこととしている。

教育行政を所掌する文部科学省においては、こども家庭庁⁵等と連携を図りながら、設置者・施設類型・校種を問わず、全ての子供に格差なく質の高い学びの機会を提供できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の質を保障していくことが必要である。

文部科学省をはじめとする関係省庁及び地方自治体の教育委員会や首長部局、幼児教育関係者、小学校教育関係者、さらには家庭、地域等を含め、子供を取り巻く全ての関係者に本報告書を読んでいただきたい。子供に関わる多くの関係者がそれぞれの役割を果たし、立場を越えて連携することにより、幼児期及び架け橋期の教育の充実に取り組むことを期待する。

⁵ こども家庭庁は、こども家庭庁設置法に基づき、令和5年4月1日、内閣府の外局として発足予定。

一. 今後求められる幼児期及び架け橋期の姿

1. 幼児期及び架け橋期の教育

(教育の連続性・一貫性)

- 教育は、子供の望ましい発達や健やかな成長を期待し、子供の持つ潜在的な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る崇高な営みである。我が国では、教育基本法の目的や理念等に基づき、幼児教育から高等教育まで教育の連続性・一貫性を確保した教育体系が構築されている。
- 幼稚園教育要領や学習指導要領では、学校教育全体を通じて育成すべき資質・能力が明確化されており、幼児教育においては「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁶が見られるよう、小学校以降の教育を見通しながらその基盤となる資質・能力を育成していくことが求められている。また、小学校においては、幼児教育施設で生まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を実施することが求められている。

(幼保小の協働による架け橋期の教育の充実)

- 子供一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするためには、3要領・指針や小学校学習指導要領の理念をより徹底し、充実した教育を、「架け橋期」とそれにつながる時期、さらにその後の時期を通じて目指していくことが求められる⁷。
- 特に、小学校入学前後の架け橋期は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であるとともに、子供が幼児教育施設における遊びや生活を通じた学びや成長を基礎として、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期である。そのため、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動に取り組むことが求められる。
- さらに、小学校低学年における教育全体においては、例えば生活科において育成する「自立し生活を豊かにしていくための資質・能力」を、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児教育との円滑な接続が図られるよう工夫することが求められている⁸。
- 幼児教育施設と小学校は、このような架け橋期の教育の位置付けや重要性について、改めて認識を共有し、子供の成長を中心に据えながら一体となり、使命感と責任感を持って架け橋期の教育の充実を図ることが求められる。

(全ての子供の育成)

- 幼児期の教育は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児教育施設においては、3要領・指針に基づき、子供の自発的な活動である遊

⁶ 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、幼稚園教育要領と教育内容の整合性が図られ、育てたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」について明確化されるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10の姿を示している。

⁷ 文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」4頁参照。

⁸ 小学校学習指導要領第1章総則第2の4「学校段階等間の接続」(1)参照。

びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培う教育を行うことが求められている。

- 具体的には、子供が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期における見方・考え方を生かし、3要領・指針に示されたねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力を育むことが大切である。そして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、子供に育まれている資質・能力を捉え、子供の実態に応じた教育活動を展開することが重要である。
- このような教育を通じて、家庭や地域の環境や障害の有無等の状況にかかわらず、全ての子供を健やかに育成していくことが求められる。特に幼児期の教育はその後の人生に影響を与える重要なものであるため、将来の格差を生み出さないよう、全ての子供に質の高い教育を保障することが求められる。
- そのため、幼児教育施設においては、子供の実態を踏まえて教育活動を計画し、その教育活動の成果と課題を子供の姿から振り返り、その後のより良い教育活動の展開につなげていくPDCAサイクルの構築等により、幼児教育の改善・充実を図っていくことが大切である。また、特別な配慮や支援により、一人一人に応じた幼児教育を提供していくことが求められる。

2. 幼児教育を支える幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と教育環境

(優れた幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の確保)

- 幼児教育の質は、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等(以下「教育・保育者」という。)の質と言っても過言ではなく、幼児教育施設における教育・保育者は、教育に対する使命感や責任感、子供の成長が自分の喜びとなる教育的愛情、幼児期の子供の特性や適切な指導方法、一貫した教育体系における幼児教育の位置づけなど幼児教育の専門的知識等の資質・能力⁹や豊かな経験を有することが求められる。そのため、教育・保育者には、子供の姿や指導方法等について互いに語り合い、切磋琢磨しながら学び続けることが求められる。
- また、このような資質・能力を有する優秀な教育・保育者が、精神的・時間的余裕を有しながら、生き生きとやりがいや充実感を持って幼児教育に取り組める環境とすることが求められる。

(豊かな学びを保障する教育環境)

- 幼児期の子供は環境と関わりながら学ぶ存在であることから、子供が安心して自己発揮できる安全な環境とするとともに、遊びを通じた多様な体験の機会を確保するため、人との関わり、自然との関わり、ものとの関わりなど、様々な環境と関わるができるよう、教育環境を整備することが求められる。また、そのような多様な体験の機会には、家庭や地域も主体的に参加するよう促すことが重要である。

3. 家庭や地域との連携

- 子供の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭や地域が、子供は社会の宝という認識の下、子

⁹「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」(令和4年8月31日改正)では、全ての教員等が備えるべき普遍的な資質として、倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲や研究能力等が挙げられている。

供の成長から得られる幸せと喜びを分かち合いながら、一体となって子供の育成に取り組むことが求められる。

(家庭との連携)

- 家庭との連携においては、子供は保護者の影響を強く受けることから、保護者が幼児教育施設の教育理念や方針を理解し、一緒に子供を育てるという意識を持って、幼児教育施設における遊びを通じた多様な教育活動に参画することが望まれる。また、保護者と幼児教育施設との間で気軽に子育ての相談ができる信頼関係を築くなど、幼児教育施設には、保護者が安心して子育てができるよう支援することも求められる。

(地域との連携)

- 地域との連携においては、日常的に子供のことで対話ができたり、幼児教育施設だけでは対応できない問題等について必要な連携・協力を求めることができるような関係を築くことが大切である。そのためには、幼児教育施設は、日頃から教育活動を園内に閉じずに、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール¹⁰の仕組みも参考にしながら、教育理念や方針を地域と共有し、幼児教育施設の運営に参画を求めるなど、開かれた幼児教育施設づくりを進めることが求められる。

4. 地方自治体や国の役割

(地域における架け橋期の教育の充実に向けた取組)

- 架け橋期の教育の充実に向けた取組は、国公立の幼児教育施設と小学校という多様な施設がそれぞれの役割を果たしながら、子供の実態や教育方針等を共有し、連携・協働することが求められるため、決して容易なことではない。そのため、架け橋期の教育の充実を実現するためには、地域の状況に精通し日頃から多様な施設との関わりがある地方自治体が、リーダーシップを発揮して適切な支援を行っていくことが必須である。
- 具体的には、地方自治体において、教育委員会と保育担当部局が情報共有や意見交換を密に行うなど連携を進め、各小学校区等における小学校と幼児教育施設との連携体制を構築することや、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携したカリキュラム・教育方法の充実・改善の推進などをねらいとする「幼保小の架け橋プログラム」を実施していくことが必要である¹¹。
- そして、このような取組の実効性を高めていくためには、多様な関係者間の連携・協力の下、取組に携わる一人一人が当事者意識を持ち、それぞれの役割を果たすことが必要である。

¹⁰ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された学校運営協議会を設置した学校のこと。全国の公立幼稚園のうち、325園(10.6%)で導入されている(令和4年5月1日時点)。

¹¹ 文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」10頁において、「幼保小の架け橋プログラム」のねらいとして、以下が示されている。

- ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
- ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
- ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫が見える化し、家庭や地域にも普及
- ・幼児期・架け橋期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善を促進

(未就園児への対応)

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)及びこども基本法等を踏まえ、全ての子供に格差なく質の高い幼児教育の機会を等しく保障するため、未就園児のいる家庭に対する積極的な支援を行っていくことが求められる。

(幼児教育施設への支援体制の構築)

- 地方自治体においては、幼児教育施設の設置者や施設類型を問わず、全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育の提供が確保されるよう、幼児教育施設の状況に応じて的確に助言や支援を行うため、幼児教育センターを設置し、高い専門性や豊富な経験を有する幼児教育アドバイザーを配置するなどの支援体制を整備することが求められる。また、この体制整備に当たっては、幼児教育施設の抱える様々な課題への的確な対応のため、外部専門職や地方自治体の保健・福祉部局等との効果的な連携を図ることも大切である。

(エビデンスに基づく政策形成)

- 国や地方自治体においては、子供の最善の利益を第一に考え、子供の視点に立ち、子供の健やかな成長に必要な幼児教育施策を講じることが必要である。その際、幼児教育施策の有用性や実効性を高めるため、子供や幼児教育の実践等のデータを収集し、その分析を通じたエビデンスに基づき、政策を形成することが求められる。

二. 現状と課題、今後の方向性

1. 幼児期及び架け橋期の教育

(1) 現状と課題

(幼児教育と小学校教育の円滑な接続(架け橋期の教育の充実))

- 子供一人一人の発達や学びは、幼児教育施設と小学校において分断されるものではなく、つながっているものであり、子供は小学校入学によって突然違った存在になるわけではない。そのため、幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供は不安や戸惑いを感じて自己発揮もしにくくなり、小学校が楽しい場所だと思えなくなってしまう。また、幼児教育施設での学びが活かされず、小学校がゼロからのスタートになってしまうと、憧れていた小学校での学習が退屈でつまらないものになってしまうおそれがある。そして、このことは不登校の要因にもなりかねず、低学年の不登校児童への支援の観点からも、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要であることが指摘されているところである¹²。
- この点、3要領・指針や小学校学習指導要領では、子供の資質・能力や学びの連続性を確保し¹³、架け橋期の教育を充実することを求めている。具体的には、幼児教育施設は小学校以降の教育を見通しながら資質・能力を育むことや、小学校は幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施することが求められている。
- また、文部科学省では、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)(令和3年1月26日)を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の取組を進めているところであるため、幼児教育施設においては、このような小学校以降の学校教育における授業改善等やそれらを通じて育まれる資質・能力を見通し、遊びを通して学ぶ幼児教育の特性を踏まえつつ、その充実に取り組むことが求められている。その際、幼児教育では、従来から一人一人に応じた指導や一人一人のよさを生かした子供同士の関わりを重視しており、そうした子供の活動を通して協同性を育てていることの意義についても再確認をしながら、幼児教育の充実を図っていくことが重要である。
- また、小学校においては、幼児教育施設において、「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」に向けた資質・能力の芽生えを培っていることを踏まえ、幼児教育の成果を生かした教育活動に取り組むことが求められている。その際、小学校教育では、平成元年に生活科が創設され、平

¹² 不登校に関する調査研究協力者会議「報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)では、「低学年の不登校児童生徒への支援については、幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼児教育施設」という。)における幼児教育から小学校教育との円滑な接続が重要である。子どもの発達や学びが連続するよう、幼児教育施設と小学校の教職員が教育課程編成・指導計画作成等を工夫するとともに、子どもが抱えている課題、学習や生活で感じている困難さについて早期に把握し、支援につなげていく必要がある。そのためには、幼児教育施設、小学校、家庭が連携し、学びの成果や支援をつなげていく必要がある。特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する中で、教職員はもとより、保護者等が子どもについての理解を進める中で、関係者が一体となった支援が求められる。幼保小の接続期の教育の質向上に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」(令和3年7月8日設置)において「幼保小の架け橋プログラム」の開発や推進体制の整備等について議論されているところであり、それらを踏まえ一層の幼保小の連携・接続を推進することとしている。また、家庭にも幼児期の家庭教育の重要性を伝えていく必要がある。」と指摘されている。

¹³ 3要領・指針では、幼児教育施設における教育は「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする」と定めている。また、小学校学習指導要領では、教育課程の編成に当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」することや、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」と定めている。

成20年にスタートカリキュラムが学習指導要領解説に示されて以降、生活科を中心に幼児教育との接続が図られてきている¹⁴ことの意義についても再確認をしながら、小学校教育の充実を図っていくことが重要である。

- 上記を踏まえ、これまでも、子供が小学校入学後も生き生きと過ごせるよう、幼児教育施設と小学校が連携し、幼児と児童が共に参加する行事の開催や、小学校の授業の体験等の様々な工夫が行われてきている。
- 一方、幼保小の交流を中心とした取組のみでは、幼児教育と小学校教育において、それぞれのどのような指導方法でどのような教育が行われ、子供にどのような資質・能力が育まれているのか等について、管理職も含め幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師との相互理解を深めるまでには至っていないところが少なくないことが指摘されている。
- また、小学校の教師からは、「小学校学習指導要領では各教科等の目標・内容が資質・能力の3つの柱に沿って具体的に示されているが、3要領・指針で定める『育みたい資質・能力』は曖昧で捉えにくいいため、小学校学習指導要領の各教科等で示されている『資質・能力』にどのようにつながっているかについて理解することが難しい」、「具体的にどのように教育課程を編成・実施すれば良いか分からない」といった課題が指摘されている。
- また、幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師において、相互理解を図ること等を目的に合同研修が行われた場合でも、一度行ったことで安心してしまい、その後の幼保小の対話が無くなることは、幼保小連携の大きな課題であるとの指摘もある。
- さらに、架け橋期の教育を充実するためには、幼児教育施設間の横のつながりや幼児教育施設と小学校の縦のつながりを築くとともに、子供を取り巻く家庭や地域、養成校や幼保小の関係団体等とのつながりも築きながら、地域全体に広げていくことが重要であるが、実際には、私立の幼児教育施設や小学校との連携は難しいとの指摘がある。
- 加えて、地方自治体において、架け橋期の教育の充実に取り組もうとしても、幼児教育施設や小学校に対し幼保小接続について指導・助言できる人材が少ないという課題も指摘されている。幼児教育と小学校教育の接続に関しては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、スタートカリキュラムの編成は進められてきてはいるものの、全国の教育委員会において幼保小接続の担当指導主事や生活科を専任とする指導主事を配置する例は多くなく、小学校教師に対する研修も十分に行われていないとの指摘がある。

(特別な配慮を必要とする子供への教育)

- 近年、障害のある子供や外国籍等の子供¹⁵など、幼児教育施設や小学校において特別な配慮を必要

¹⁴ 平成元年改訂の学習指導要領では、小学校低学年の教育全体の充実を図る観点から、低学年に生活科を創設し、体験的な活動を通して総合的な指導を一層推進することとされた。平成20年改訂の学習指導要領解説生活編の中で、幼児期の学びから小学校教育への円滑な接続を目的としたカリキュラム編成の工夫としてスタートカリキュラムが示され、平成29年改訂の学習指導要領では、第1章総則で、生活科を中心とするスタートカリキュラムの編成・実施について規定されるとともに、低学年の各教科等にも同旨規定が置かれ、教育課程全体を視野に入れた取組とすることとされるなど、幼児教育との接続が図られてきている。

¹⁵ 外国籍の子供や海外から帰国した日本国籍の子供、両親が国際結婚である子供等を指す。なお、文部科学省「令和3年度幼児教育実態調査」では、幼稚園に在園している外国人幼児等(言語や文化的背景等の違いにより、本人又は保護者への支援を要する幼児)は6,188人、在園している園数は2,121園。

とする子供が増加している。特別な配慮を必要とする子供については、切れ目ない支援を行うことが必要であり、幼保小や保健、福祉、医療等の関係機関との連携を一層推進することが重要である。

- また、幼児教育施設での子供の様子や過ごし方、具体的な支援方法や内容等は小学校にとっても有益な情報であり、幼児教育施設から小学校に対しては指導要録等により引き継がれることとなっているが、実態としては十分な情報が共有されていない場合もあり、小学校入学に当たり保護者の負担が大きいなどの課題が指摘されている。

(2)今後の方向性

①架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立

(幼保小の協働による架け橋期のカリキュラムの作成)

- 幼児教育施設と小学校は、架け橋期が生涯の人格形成の基礎を培うとともに、子供が幼児教育施設における遊びや生活を通じた学びや成長を基礎として、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であることについて認識を共有し、使命感と責任感を持って架け橋期の教育の充実に当たることが求められる。
- 幼児教育と小学校教育では子供の発達に応じた様々な違いはあるものの、幼児教育施設と小学校が相互理解を深めるため、幼児教育施設と小学校が共に架け橋期のカリキュラムを作成することが重要である。また、その際は、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、資質・能力の芽生えとも言えるような幼児期の子供の言動が将来どのような資質・能力や姿につながっていくかを知る手掛かりとして、活用することが考えられる。
- 具体的には、3要領・指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校学習指導要領を参照しながら、教育委員会の教育方針等や幼児教育施設・小学校の教育目標、子供の実態等を踏まえて、幼児教育施設と小学校が協働して「期待する子供像」を明らかにするとともに、この「期待する子供像」を基にして、「育みたい資質・能力」を具体的に明確化していくことが考えられる¹⁶。
- その際には、幼児期の学びが小学校の学習にどのようにつながっているかについて、幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師が子供の姿の事例を通して具体的に対話することが重要になる。例えば、幼児期に友達と集めたどんぐりの合計の数を数えたり同数に分け合ったりすることは数への興味や関心を高め、小学校の算数の学習にもつながっていく。このような具体的な事例による対話を通じて相互理解を深め、幼児期の興味や関心に基づいた多様な体験が、小学校以降の学習意欲や実感を伴った学習内容の理解につながるなど小学校以降の学習や生活の基盤となること、ひいては言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な力の育成等につながっていくことについて認識の共有を図ることが求められる¹⁷。
- さらに、小学校入学当初は、生活科を中心としたスタートカリキュラムの編成・実施により、幼児期の生

¹⁶ 架け橋期における資質・能力を幼児教育施設の教育・保育者と小学校教師が共に明確化することにより、低学年の各教科等の内容との関連を考えやすくなる。検討に当たっては、話を聞ける、ルールを守れるといったことではなく、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を踏まえて、具体的に明確化することが大切である。

¹⁷ 文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」24頁参照。

活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びと成長を踏まえて、子供が主体的に自己を発揮できるようにする場面を意図的につくることが求められている¹⁸。架け橋期のカリキュラムの実効性を高めるためにも、幼児教育と小学校教育の円滑な接続において重要な役割を担うスタートカリキュラムの位置付けを再確認し、小学校においては、架け橋期のカリキュラムを踏まえた教育課程の編成・実施・改善を進める中で、スタートカリキュラムの充実を図ることが必要である。

- また、架け橋期の教育の充実に向けた幼保小の関係者の相互理解に当たっては、自分が所属する幼児教育施設・小学校の教育内容や方法を相手に伝えるだけでなく、相手の教育内容等を理解し、自らの指導を見直し工夫する姿勢が求められる。さらに、幼児教育施設においては、小学校教育との接続の基盤となる幼児教育施設間の横の連携強化も重要である。そして、一人一人の子供の学びを小学校につなげていくためには、指導要録等の活用が重要であることを再確認する必要がある。
- また、架け橋期のカリキュラムを効果的に実施するためには、架け橋期の取組の意図や子供の変容等を家庭や地域と共有することが必要である。特に、幼児教育施設における遊びは、教育・保育者の意図的、計画的な教育であることが保護者には伝わりにくいため、遊びを通した学びが小学校以降の教育の基盤につながっていくことについて、幼児教育施設と小学校が連携して発信することが重要である。
- このような幼児教育施設、小学校、家庭、地域との連携による架け橋期の教育の充実を通して、小学校入学当初の子供が、小学校での学習や生活を楽しみと感じ、小学校を自分の居場所として認識できるようにしていくことが重要である。

(架け橋期の教育の評価)

- 架け橋期のカリキュラムを作成した後は、その実効性を高めていくため、幼児教育施設と小学校が架け橋期の教育や子供の姿等を共に振り返り、次なる教育の改善・充実につなげていくことが重要である。
- 具体的には、架け橋期のカリキュラムにおいて明確化された資質・能力がどのように育まれたかについて、小学校1年生の修了時期を中心に幼児教育施設と小学校が共に振り返り、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価することが考えられる。また、当該評価を踏まえて、幼保小それぞれの教育の充実(各幼児教育施設や各小学校の教育課程や指導計画の編成・作成等)につなげていくことが期待される。
- このような架け橋期の継続的なPDCAサイクルを構築していくためには、幼保小接続の担当を園務・校務の分掌に位置づけ、幼保小の合同会議等を定期的開催するなど、幼児教育施設と小学校の対話を継続するための工夫が必要である¹⁹。その際、幼保小の合同会議では、参加者が互いに尊重し合いながら率直に語り合い、架け橋期という重要な時期を担う仲間として学び合えるような同僚性を形成しながら、架け橋期のカリキュラムに取り組む意義やねらい、子供の変容等について共有を図りつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用しながら具体的に話し合うことが大切である。また、このように継続的に行われる対話において、幼児教育施設と小学校だけでなく、「社会に開かれたカリキュラム」²⁰の観点から、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとしていくことが重要である。

¹⁸ 小学校学習指導要領解説「生活編」62頁参照。

¹⁹ 文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」48頁参照。

²⁰ 幼稚園や小学校では「社会に開かれた教育課程」の用語を使用するが、保育所や認定こども園も含めて、ここでは「社会に開かれたカリキュラム」とする。

- このように幼児教育施設と小学校の垣根を越えて架け橋期のカリキュラムの評価を行うことにより、幼保小の教育内容や方法に関する相互理解を深めることが期待される。その際、学習指導要領に基づき設定した目標に照らして、子供の学習の実施状況についての学習評価を行う小学校と、3要領・指針において教育内容を発達側面から5領域にまとめ、子供の発達の状況を捉える幼児教育施設においては制度上の違いがあり、このような違いを越えた評価の在り方については参考となる情報も少ないことから、国において調査研究を進めることが期待される²¹。

②架け橋期の教育を充実するために必要な体制

(架け橋期のコーディネーター等の育成)

- 幼児教育施設や小学校に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーの育成が急務となっている。特に幼児教育と小学校教育の双方に精通する人材が求められており、地方自治体においては、幼児教育施設と小学校における人事交流や私立を含む幼児教育施設に小学校教師を1年程度派遣する研修、幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師のペアを作り相互の職場で保育・授業体験等を行いながら、共に架け橋期のカリキュラムを作成する研修等が行われている(幼児教育アドバイザーについては、後述 4-1(2)②参照)。
- また、架け橋期の教育の充実を図るためには、教育委員会において、幼保小接続の担当指導主事や生活科を専任とする指導主事の配置・指導力の向上をはじめ、十分な指導・助言ができるような体制を整備するとともに、幼保小接続や生活科を中心とするスタートカリキュラムの質の向上等に関する研修の充実を図ることが重要である。

(幼児教育施設の園長や小学校の校長等を対象とした研修の充実)

- 架け橋期の教育を充実するためには、その意義や具体的な方法について、幼児教育施設の園長等や教育・保育者、小学校の校長等や教師を対象にした研修を実施することが重要である。小学校が幼児教育施設の教育内容や方法、環境の構成の工夫、子供との関わり方等を知ることや、幼児教育施設が小学校での学習や生活を知るとともに、相互理解を深めるとともに、自園・自校の教育活動を見直す契機となる。
- また、このような取組を進めるに当たっては、相互の保育・授業参観や外部研修と園・学校内研修を往還する研修を取り入れることにより、一層高い効果を期待することができる(外部研修と園内研修を往還する研修の実施については、後述 2(2)②参照)。
- さらに、幼児教育施設や小学校が組織的・一体的に取組を進めるためには、幼児教育施設の園長等や小学校の校長等の管理職の理解や役割が重要であることから、管理職の研修を充実することが必要である。

²¹ 調査研究に当たっては、以下の点に留意する必要がある。①3要領・指針で示されている5領域は、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえて、発達の側面からまとめられたものであり、個人差の大きい幼児期に、一人一人の幼児の発達に対して到達目標を設定することは不適切であること、②資質・能力を育成することは、幼児教育と小学校教育で共通していること、③小学校における各教科等の評価の観点とは、3つの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示されていること、④架け橋期のカリキュラムを改善・発展させていくためには、各種調査結果やデータ等に基づき、児童の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握することが重要であること、⑤評価を目的とするのではなく、評価結果を指導の改善に活用すること。

- 特に、公立の小学校の校長等は数年で異動するため、幼児教育施設と小学校との取組に影響が出ているとの指摘がある。人事異動により継続的に取り組むべき幼保小の取組に影響が生じないよう、教育委員会による小学校の校長等の研修等において、3要領・指針の趣旨や具体的な内容、幼保小の架け橋プログラムの好事例等について取り上げるとともに、国においては、その際に活用できる短時間で視聴可能な保育の研修動画の提供等の支援を行うことが期待される。

③特別な配慮を必要とする子供への教育

- 全ての子供に等しく学びや生活の基盤を保障していくことが必要であり、そのためには、子供の多様性を尊重し、幼児教育施設・小学校と乳幼児医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携が不可欠である。特に地方自治体においては、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の機会の活用等の取組を推進するとともに、医療情報連携ネットワークとの連携を進めるなど、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化を図り、切れ目ない支援を行うことが必要である。
- 障害のある子供の指導に当たっては、障害の状態等に応じた効果的な指導を行うための個別の指導計画²²や、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の教育支援計画²³を作成し活用すること等により、一人一人の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要である²⁴。個別の指導計画は、一人一人の子供の実態に応じて適切な指導を行うために園で作成されるものであるが、実際には、子供のできないところが内容の中心になりやすいといった課題も指摘されている²⁵。
- また、全ての小学校の教師に特別支援教育に関する知識が求められているが、実際には、特別支援教育コーディネーター²⁶以外は発達障害や医療的ケア児等の知識を有していない場合があり、幼児教育施設と小学校で子供の障害等に関する知識が分断されているとの指摘もある。小学校への入学に当たっては、幼児教育施設は、家庭との連携を図りながら、幼児教育施設での子供の様子や過ごし方、具体的な支援方法や内容等を小学校に引き継ぐことにより、障害のある子供等が一貫した支援を受けられるようにすることが必要である。このような引継ぎに当たっては、小学校の教師が事前に子供の幼児教育施設での過ごし方を見て具体的な支援のヒントを学ぶとともに、幼児教育施設と小学校が障害のある子供等の得意なことや困難なこと、保護者の要望等について共有し、相談し合える関係をつくることが大切である。
- 外国籍等の子供についても、小学校への入学に当たって配慮が必要である。特に支障なく幼児教育施設

²² 文部科学省「平成30年度特別支援教育体制整備状況調査」では、個別の指導計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合について、幼稚園では82.2%、幼保連携型認定こども園では84.4%となっている。

²³ 文部科学省「平成30年度特別支援教育体制整備状況調査」では、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合について、幼稚園では72.4%、幼保連携型認定こども園では71.6%となっている。

²⁴ 保育所保育指針では、「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」としている。

²⁵ 例えば、カナダのブリティッシュコロンビア州では、My Education BC(障害の有無にかかわらず全ての子供を対象に、子供一人一人の教育履歴を蓄積するオンラインシステムで保育者・教師だけでなく保護者や子供も運用できる)を導入し、一人一人の子供の実態に対応している。

²⁶ 文部科学省「平成30年度特別支援教育体制整備状況調査」では、特別支援教育コーディネーターの指名について、幼稚園では61.9%、幼保連携型認定こども園では50.6%となっている。

設での生活を送っているように見えても、他の子供の様子を見て行動しているだけで教育・保育者の話していることを理解していない場合もある。幼児教育施設は、家庭との連携を図りながら、日本語をどの程度理解できるのか、外国籍等の子供が有する文化的な背景等を踏まえ、どのような支援を行ったのか等について、小学校に引き継ぐことにより、小学校においても必要な支援が受けられるようにするとともに、子供の実態に応じた日本語教育を実施することが大切である。

- なお、特別な配慮を必要とする子供にとって、幼児教育と小学校教育との円滑な接続とともに、幼児教育施設での生活における支援も重要である。当該子供の実態に応じた適切な支援が行われるとともに、共生社会の形成に向けて、将来、特別な配慮を必要とする子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが大切である。具体的には、特別な配慮を必要とする子供等の思いや状況等を教育・保育者が他の子供に伝え、クラスでの生活が、互いにとって豊かな時間となるクラス経営を行い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが大切である。
- 近年、諸外国においても、子供の多様性を尊重し、全ての子供に対して等しく学びの機会を提供するようなインクルーシブな教育の在り方が求められている。発達に障害のある子供、医療的なケアが必要な子供、移民・難民の子供など様々な子供の多様性へのアプローチが課題となっている。国においては、諸外国において子供の多様性がいかに捉えられ、幼保小の接続期にどのような具体的支援や体制の構築がなされているかについて、調査研究を推進することが必要である。

2. 幼児教育を支える教育・保育者と教育環境

(1)現状と課題

- 教科の区分や教科書が無い幼児教育においては、小学校以降の教育と比べて、教育・保育者の質が教育の質に与える影響が大きい。そのため、優れた資質・能力を有する人材を教育・保育者として確保し、採用後も研修等を通じて専門性の向上を不断に図っていくことが重要である。
- 幼児教育施設の教育・保育者の資質・能力や専門性の向上のためには、地方自治体や幼児教育施設における研修の充実が求められるが、地方自治体や幼児教育施設による取組の差が大きいことや、研修に参加しても必ずしも日々の教育実践に還元されていないという指摘がある。
- また、教育・保育者は、一人一人の子供理解に努めて教育内容を実践するとともに、絶えず自ら研究と修養に励み、その資質・能力を高めることが求められる。そのため、教育・保育者には、勤務時間中のノンコンタクトタイムの確保をはじめ、一人一人の子供を丁寧に見取り、自己研鑽に努めることができる精神的・時間的な余裕のある勤務環境を確保する必要がある。
- しかし、実態としては、勤務時間中には、教育・保育者が集まって話し合う時間や日々の子供の記録を取る時間すら無いほど多忙であると指摘されている。また、特に女性が多い職場である幼児教育施設においては、仕事と子育てを両立できる勤務環境であることが重要であるが、育児休業から復職した教育・保育者が、子育てと両立できずに離職してしまうケースがみられるとの指摘もある。
- さらに、これらの多忙な勤務環境が、幼児教育施設での勤務を志望する者の減少や離職者の増大に大きく影響を与えているとの指摘があり、勤務環境の改善が急務となっている。

(2)今後の方向性

①優れた人材の計画的な確保・定着

- 質の高い幼児教育を提供するためには、地方自治体が教育・保育者の養成校と連携して、幼児教育に携わる人材の確保や資質・能力の向上に取り組むことが期待される。
- このため、国においては処遇改善等の必要な施策を引き続き実施するとともに、地方自治体においては、幼児教育関係団体や養成校と連携し、新規採用の促進、離職防止・定着促進、離職者の再就職の促進といった総合的な人材確保策を推進していくことが必要である。
- 特に幼児教育の道を志す人材を増やすためには、養成校が中心となり、中高生の段階から幼児教育施設の現場体験や養成校の学生との交流等の取組を通じて、中高生や中学校・高等学校の教師等に対して、教育・保育者という職が子供の成長を育むという非常に重要で魅力的な職業であることを伝えていくことが重要である。また、幼児教育の特性の「見える化」を通じて、教育・保育者の専門性や魅力を発信し、社会と共有することも必要である。(幼児教育の特性の「見える化」については、後述 3(2)②参照)。
- さらに、現場では必要なスキルを伸ばす学びの場がないとの指摘もあり、専門性の高い教育・保育者の定着の観点から重要な課題となっている。そのため、養成校におけるリカレント教育を通じて、教育・保育者に対して計画的に学び直しの機会を提供することも重要である。

②研修の体系化及び外部研修と園内研修を往還する研修の実施

(研修の体系化)

- 研修には、外部研修と園内研修、さらには法定研修や幼児教育関係団体等が実施する研修など様々な研修があるが、地方自治体においては、担当部局や幼児教育関係団体等と連携を図りながら、施設類型、幼児教育施設での役割、経験年数等に応じて教育・保育者に求められるスキルや資質・能力を明確化し、関連する研修内容を体系的に整理し示すことが重要である。
- 受講者の立場からも、限られた時間の中で効果的に研修を受けるためには、いつどのような研修が実施され、自己のキャリア形成から見た時にどのような研修に参加するのがよいか明瞭であることが大切である。
- なお、日々の教育実践や対話の中で経験知として習得する知識・技能のように、体系化が難しいものが存在することにも留意が必要である。このようなものについては、日々の勤務において管理職や先輩からの指導・助言等を通じて着実に習得できるよう、教育・保育者同士で様々なことを気軽に相談できる風通しの良い職場風土づくりや時間的余裕を確保することが望まれる。
- また、研修の参加促進に向けては、参加対象者のみならず管理職に対しても研修の重要性を周知するとともに、働き方改革の推進による研修時間の確保、遠隔地や隙間時間に視聴できるオンライン研修の開発等を進めることが必要である。また、幼児教育施設や教育・保育者から希望する研修テーマ等を聞き取り、ニーズを踏まえた研修を企画することで、研修への参加を促進することも重要である。なお、実際の保育を見て、気付きの点等について話し合うような研修については、オンラインでは実施しにくいものもあるため、eラーニングや非対面のオンライン研修だけでなく、対面での研修も組み合わせる実施す

ることが必要である。

(外部研修と園内研修を往還する研修の実施)

- 研修の効果を高めるためには、研修の実施方法等について工夫を行うことが必要である。地方自治体においては、研修での学びを具体的な教育実践の質の向上につなげる方法の一つとして、外部研修で受けた理論に関する内容を現場で実践し、それをまた次の研修に持ち寄って研修を行うという、理論に関する外部研修と園内の教育実践の往還を繰り返す研修が進められている。またその際、子供が主体的に遊ぶ姿や学びの過程について、写真や事例のドキュメンテーション等の活用により具体的に可視化を行いながら研修を行うことで、多くの気付きや対話を生み、研修参加者同士の協働的な学びを促進することや、園内での実践の様子を公開保育や公開授業で見せ合うことにより、より効果的に実施することが可能になるとの報告がある。
- なお、このような研修においては、他者の実践や子供の姿を基にして協働的な学びとなることが重要であるため、ファシリテーターの育成も合わせて取り組むことが必要である。

③幼児教育施設の勤務環境の改善

- 幼児教育施設の教育・保育者がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、生き生きとやりがいや充実感を持って働ける勤務環境とすることが重要である。国においては、幼児教育施設における勤務環境の改善を図るとともに、教育・保育者の働き方改革を推進することが必要である。

(管理職等のマネジメント能力・リーダーシップの向上)

- 幼児教育施設の教育・保育者の資質・能力の向上を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備するためには、管理職等のマネジメント能力²⁷やリーダーシップの向上を図ることが重要である。
- 管理職がリーダーシップを発揮し、園風土の改善に努めれば、教育・保育者の人間関係にかかわる負担感を低下させ、さらにそれを通して職務満足感を引き上げる可能性、また教育・保育者の保育の質を引き上げる可能性が高いとの研究成果²⁸もあり、地方自治体においては、このような研究成果等も踏まえながら、管理職等に対する研修の充実を図ることが求められる。
- 特に、主体的な特色ある園づくりが求められている中では、幼児教育施設の教育目標の実現に向けて、教育・保育者が一体となった組織的な運営が必要であり、ミドルリーダーや若い教育・保育者が主体性を持って活躍できる勤務環境となるよう、管理職等の果たす役割は重要である。さらに、幼児教育施設の特質として、例えば一人の子供に対して多くの教育・保育者が関わっているなど、教育活動の成果については組織的な活動の結果として捉える必要があるという点からも、管理職等の役割は重要となる。

²⁷ 園の組織マネジメントとは、管理職が教育・保育者との連携の下、園に関与する人たちのニーズに適応させながら園の目標を策定し、園内外の能力・資源を開発・活用し、活動を組織化し評価改善を行う、自律的な過程であり、管理職にはこうしたマネジメント能力が求められている。

²⁸ 2015年に東京大学大学院教育学研究科附属・発達保育実践政策学センターにより行われた大規模・園調査において、園長のリーダーシップがより発揮されると担任の環境の構成・関わりの質が高い傾向にあること、殊に園長が「組織の運営・園の風土」向上により積極的に取り組んでいる場合、担任保育者の「人間関係にまつわる負担」「労働環境・待遇にまつわる負担」が低く、「職務満足感」が高いとの結果が報告されている。

(外部専門職等の積極的活用)

- 近年、貧困、虐待等の様々な家庭環境、障害のある子供や外国籍等の子供など多様な背景等を有する子供が増加しており、幼児教育施設においては、子供に応じたきめ細かな対応が求められている。しかし、幼児教育施設は小学校等と比較して小規模な施設であり、幼児教育施設の教育・保育者や職員のみで課題を解決することは極めて困難になってきている。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の定期的・継続的な活用も十分とは言えず、家庭環境を含む子供の多様性を受け入れ、適切に対応することが難しい状況となっている。
- このため、これからの幼児教育施設においては、心理や福祉、障害等について専門的な知見を有する者を積極的に活用し、幼児教育施設の取組内容の充実を図っていくことが重要である。具体的には、これらの者を職員として雇用すること等により、多様な人材が幼児教育施設で活躍することや、それぞれの専門性を発揮してもらうことで組織を活性化することが期待される。
- 地方自治体においては、地域の幼児教育に関する課題への確に対応するため、保健、福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが重要である。さらに、幼児教育アドバイザーと連携して、幼児教育施設における課題やニーズに対応した専門職の派遣を積極的に行い、支援することが期待される²⁹。

(ICT環境の整備の推進)

- 幼児教育施設における事務作業の多さが教育・保育者の大きな負担感につながり、職務満足感を低下させるとともに、体調不良者を増加させているとの調査結果が報告されている³⁰。事務作業の負担軽減や教育・保育者の働き方改革を推進するため、幼児教育施設におけるICT環境の整備は急務となっている。
- 実際、ICTの導入により、保護者との連絡、業務日誌や指導計画の作成、出欠の記録や会計処理など様々な事務を効率化し、事務負担の軽減につながったほか、教育・保育者でなければできない教育活動の時間等の確保につながるなど、幼児教育施設におけるICT導入の効果の実感が高いとの報告がある³¹。
- また、ICTはドキュメンテーションやポートフォリオ等による教育・保育者同士の子供理解の促進、研修内容の充実、家庭や地域と効果的につながるためのコミュニケーション・ツールとして、一層積極的に活用していくことが期待されている。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、オンライン研修が増加する中、従前より研修に参加しやすくなったとも言われている。幼児教育施設においては、時間の余裕がなく研修に参加したくても参加できない、研修に参加させたくても参加させることができないという現状があることに鑑みれば、オンライン研修は教育・保育者の研修機会を拡大させる重要な取組であり、そのためにも幼児教育施設

²⁹ 静岡県では、幼児教育・保育の質を全ての子供に保障するため、県が多職種からなるサポートチームを設置し、施設の課題やニーズに的確に対応できるサポートメンバーが幼児教育アドバイザーとともに巡回訪問し、助言等を行っている。

³⁰ 2015年に東京大学大学院教育学研究科附属・発達保育実践政策学センターにより行われた大規模・園調査において、園長の負担感が大きいものとしては1位事務的作業の多さ、2位保育者の不足、3位研修時間を十分に確保できないこと、主任の先生の負担感が大きいものとしては1位仕事の責任の重さ、2位事務的作業の多さ、3位保育者の不足という結果が報告されている。

³¹ 埼玉県がシステムを導入し、ICT化を行った幼稚園に対しアンケートを実施したところ、導入から一年後に「導入効果を実感している」という回答が73%の幼稚園から得られた。

における ICT 環境の整備は必須であると考えられる。

- なお、幼児教育施設での生活においては、直接的・具体的な体験が重要であるが、ICT を活用することにより効果的な教育活動を展開することも可能である。その際、ICT の特性・使用方法、子供の発達等を考慮しつつ、子供の直接的・具体的な体験を通じた学びを、更に深い学びにするための工夫を行いながら活用することが重要とされている。
- この基本的な考え方にに基づきながら、急速な情報化の進展により多くの国民がコンピュータやインターネットを利用するようになり、家庭においてスマートフォンやタブレット等によりインターネットを利用している5歳児が6割を超えている³²ことや、小学校においては1人1台端末の整備が行われ、グローバル化、高度情報化社会を見据えた教育の情報化が推進されていること等を踏まえつつ、幼児教育施設での生活における ICT の効果的な活用について更なる検討が必要である。ICT 機器の操作の習得を目的としたり、教育・保育者の一方的な指導となったりすることなく、子供の興味や関心が広がるような豊かな体験が可能となる ICT の活用が求められる。

④幼児教育施設の安全・安心な環境の確保

- 幼児教育施設においては、子供の発達段階等を踏まえながら、子供の主体的な活動が促されるよう、子供の安全・安心な生活を確保することが必要である。そのためには、安全教育の充実と安全管理の徹底を行い、子供を取り巻く環境の変化を踏まえて、幼児教育施設の安全に関する在り方を不断に見直していくことや、全ての子供が個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、子供一人一人の特性に応じた保育が行われることが必要である。
- 安全教育では、日常生活の場面で、幼児期の子供が危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにすることが重要である³³。同時に、子供の年齢(発達とそれに伴う危険等)、場所(保育室、園庭、トイレ、廊下等における危険等)、活動内容(遊具遊びや活動に伴う危険等)に留意しながら、幼児教育施設での安全を確保するための環境整備が重要である。
- 子供の安全を確保するための環境整備では、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるよう体制を確立することが大切である。特に、幼児期の子供は、遊びに没頭すると周囲に注意が向きにくくなったり、予想もしない場で思わぬ動き方や遊び方をしたりすることがあることから、幼児教育施設は、子供の行動により生じる危険を早急に発見し、事故を未然に防止するため、過去の事故統計や事故事例の分析、ヒヤリ・ハットを活用すること等が重要である。
- このように安全が確保された環境の中で、子供が遊びを通して安全に行動するための行動等を身に付け、危険な場所や事物等が分かり、安全についての理解を深めるようにすることが大切である。なお、子供に安全な生活をさせようとするあまり、過保護になったり、禁止事項や注意事項が多くなったりする傾向も見られるが、その結果、かえって子供に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということも言

³² 内閣府「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」では、低年齢層(0歳から9歳)の子供の57.2%がインターネットを利用していること、年齢が高いほど利用率も高くなる傾向にあること、インターネットを利用する機器は、スマートフォン(31.2%)、タブレット(27.4%)、携帯ゲーム機(15.1%)が上位であるとの報告がなされている。

³³ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」28頁参照。

われている。子供が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かったり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとっていったりすることが大切であることにも留意が必要である。

- 幼児教育施設においては、学校安全計画等の策定・改善や安全管理の実施把握・評価はもとより、各種ガイドラインに基づき、送迎バスによる登降園時や園外保育時を含め、幼児教育施設における事故の発生・再発防止のための取組を徹底する必要がある。
- また、昨今、幼児教育施設における不適切な保育事案が相次いで発生しているが、不適切な保育は子供の心身に深刻な悪影響を与え、教育・保育者及び幼児教育施設への信頼を失墜させるものである。特に、幼児期の子供の主体的な活動を通じた学びの基盤は、教育・保育者との信頼関係の構築が重要と考えられ、教育・保育者は子供に対して受容的な態度で臨み、子供に対する体罰や言葉の暴力等は決してあってはならない。さらに、日常の保育においても、子供に身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子供の人格を尊重するとともに、子供が権利の主体であるという認識を持って保育に当たる必要がある。
- そのため、教育・保育者に対する支援の充実、保育の振り返りを活用した子供の関わり方についての教育・保育者間の共有、教育・保育者が精神的・時間的余裕を持って関わることができる環境の整備を推進することが必要である。また、不適切な行為が疑われる場合には、報告を徹底するとともに、行政を含めた組織的な対応が求められることや、個人で抱え込まずに関係者と相談して対応することに留意する必要がある³⁴。

3. 家庭や地域との連携

(1) 現状と課題

- 子供の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭や地域がそれぞれの有する教育機能や役割を互いに発揮し、支え合いながら、一体となって子育てに取り組むことが必要である。
- 具体的には、家庭は、愛情やしつけ等を通して子供の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域は、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場である。そして、幼児教育施設は、子供が家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然等に触れ、教育・保育者等に支えられながら、豊かな経験をする場である³⁵。
- 幼児教育は、遊びを通じた学びであることから、社会から教育として認識されることが難しく、その特性が見えにくいと言われてきたが、幼児教育施設が家庭や地域と効果的な連携を図るためには、幼児教育の特性や教育方針等について認識の共有を図ることが重要である。
- また、近年、急速な少子化やコロナ禍において外出や人との面会が制限されたため、地域における教育の機会が大きく減少している。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、親学級の休止、

³⁴ 文部科学省事務連絡「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における不適切な保育に関する対応について」(令和4年12月8日)及び内閣府・厚生労働省連名事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日)参照。

³⁵ 中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(答申)」(平成17年1月28日)参照。

ママ友・パパ友・先輩との交流、産後ケアや家事代行・子育て支援サポートの利用、里帰りなどが控えられ、育児に関する情報と支援が得られにくくなり、子供にどのように関わっていけばよいのか悩んだり、孤立感を募らせたりする保護者の増加、虐待件数の増加など様々な社会問題が生じている。特に3歳まで家庭で育った子供の発達には、家庭の状況等による格差が顕著であるとも言われている。

- 幼児教育施設は地域の子供にその成長時期・発達にふさわしい幼児教育を提供するという重要な役割を果たしており、社会情勢に応じて、幼児教育施設の役割も変化が求められる。家庭や地域の教育力が低下している昨今、子供にとって安全・安心な居場所であるとともに、子供の学びや成長を保障する幼児教育施設の役割の重要性が一層増している。

(2)今後の方向性

①幼児教育施設の機能と施設の開放

- 0歳から18歳までの発達や学びが連続していることに鑑みれば、幼児教育施設は、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放することが求められる。
- 具体的には、近年の幼児期の子供は、情報化が急激に進んだ社会の中で多くの間接情報に囲まれて生活しており、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子供たちと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者をはじめ幅広い世代と交流したりする等の直接的・具体的な体験が不足しているとの指摘がある。このため、0歳から5歳の地域の子供が幼児教育施設に在園していなくてもこのような体験の機会が得られるよう、幼児教育施設の有する教育的な機能を地域に開き、様々な家庭や年齢層の子供が社会的な子供の学びの環境に参加できるようにすることが重要である。
- 特に、海外の調査研究においては、質の高い幼児教育は、厳しい家庭環境にある子供にとって肯定的な影響を与えることや、子供の認知スキルの発達を促し、問題行動を抑制することが示されている³⁶ことから重要である。
- さらに、近年の保護者は、子育てや教育に関する情報をSNS等から得ているとの指摘がある。核家族化や地域での関わりの希薄化等もその背景にあると考えられるが、インターネットの情報は我が子の状況に合ったものとは限らず、多くの情報に振り回される可能性もある。孤立を深めつつも情報過多で不安を抱える保護者が増えていく中で、幼児教育施設が、幼児期にふさわしい生活やその子に応じた学びを子供とその保護者に提供することの重要性が高まっている。また、保護者同士がつながりをつくり、子育ての不安や喜びを互いに分かち合えるような関係づくりの場となることや、幼児教育施設や教育・保育者とのつながりにより、幼児教育施設に預けることが子供にとっても良い影響があるという実体験を保護者が得ることは、育児の孤立化を防ぐために非常に重要である。
- このため、近年は、幼児教育施設が周産期から積極的に家庭とつながりを持ち、出産後の子育てに関するアドバイスやサポート、教育・保育に関する情報提供を行い、保護者が安心して子育てをする環境をつくりだしている例や、幼児教育施設が地域全体の子育て支援のネットワークにおいて中核的な役割を果たし、関係施設との連携や協力により、地域の子供の学びと生活を支えている例もあり、幼児教育施設の果たす役割に大きな期待が寄せられている。

³⁶ 国立教育政策研究所「幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究」報告書(平成29年3月)参照。

- また、乳幼児期の子供と触れ合う経験がほとんど無く、子育てへのネガティブなイメージを持つ大学生等が在るとの指摘や、子供は欲しくないと思う大学生等が一定数存在しているとの調査報告があり³⁷、中高生や大学生が子供に触れる機会や親になることを意識する機会をつくり、子育ての喜びや楽しさを伝えていくことが大切である。具体的には、子供の発達の段階に応じて、家族の役割や乳幼児期の子供の発達の特徴について理解し、子供とのよりよい関わり方について考え、工夫することができるよう、中学校や高等学校等とも連携し、幼児教育施設等における子供と触れ合う機会を充実することが考えられる。また、親になる前に子供の接し方が分からないといった場合には、妊娠初期から継続的に関わる伴走型相談支援³⁸の活用や子供と共に人生を歩む喜びなどについて、伝えていくことが必要である。
- なお、特に満3歳以上の子供を対象としている幼稚園においては、これまで0歳から2歳の未就園児や保護者に対しては子育て支援の観点から、地域の子供の成長・発達を促進する場、保護者が子育ての喜びを共感する場、地域の子育てネットワークづくりをする場など、様々な場としての役割が求められてきた。国においては、幼児教育施設の保護者向けの子育て支援だけではなく、未就園児向けの学びへの支援に関する必要性が指摘されていることを踏まえ、0歳から2歳の未就園児の学びと3歳からの幼児教育をどのように考えていくのかについて検討し、子供の学びの充実を推進していく必要がある³⁹。

②幼児教育の特性の「見える化」による対話の促進と家庭や地域との認識の共有

- 質の高い幼児教育を保障するためには、幼児教育施設が家庭や地域と一体となって幼児教育に取り組むことが重要であり、そのためには、遊びを通しての総合的な指導や一人一人の発達の特性に応じた指導を基本とする幼児教育の特性についても、家庭や地域と認識を共有した上で、信頼・協力関係を築いていくことが不可欠である。
- この点、幼児教育施設においては、ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオといった子供主体の遊びを通じた学びの記録により、日々の教育実践や子供の学びを「見える化」し、教育・保育者の教育の意図や環境の構成の工夫等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について家庭や地域の理解を深め、信頼を得る取組が行われてきている。
- また、公開保育など保護者や地域の関係者等が参加する機会においても、子供主体の遊びを通じた学びを記録したドキュメンテーション等により「見える化」を行い、保護者や地域の関係者等の理解や対話を促進する取組が行われている。このような取組を進め、保護者や地域の関係者等の幼児教育施設の運営や教育活動への理解を促進し、「社会に開かれたカリキュラム」や「社会に開かれた幼児教育施設づくり」につなげていくことが期待される。
- 国や地方自治体においては、幼児教育施設におけるICTを活用した幼児教育のプロセスと子供の学びの「見える化」と、「見える化」による家庭や地域との連携の好事例を収集し発信することにより、幼児教育の特性について社会の認識も高めていくことが重要である。

³⁷ 日本財団「18歳意識調査『第3回 - 恋愛・結婚観 - 』調査報告書」(2018年11月12日)では、全国の未婚17歳から19歳男女のうち、子どもは欲しくないという割合は21.4%であった。

³⁸ 市町村が、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援を行うこと。

³⁹ こども家庭庁において、未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチ施策について取り組まれる予定である。文部科学省においては、こども家庭庁と連携を図りながら、子供の学びの連続性の確保の観点から幼児教育の在り方について検討を進める予定である。

4—1. 地方自治体の役割

(1)現状と課題

- 我が国の幼児教育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園といった複数の施設類型が存在し、地域によって、少子化の進行、家庭の就労等の状況、幼児期の教育・保育の在り方等が異なる。このため、幼児教育の質を確保するためには、地域の状況に精通し、日頃から幼児教育施設等との関わりがあり、的確に関係者間の調整・連携が行える者として地方自治体の役割が非常に重要となる。
- 地方自治体においては、家庭や地域のニーズを踏まえながら、地域の実情に応じた質の高い幼児教育の取組を一体的に推進していくことが求められる。この点、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」において、市町村における域内の幼児教育・保育の支援の量の拡充と質の向上への取組が明確化されたことにより、地方自治体における幼児教育の質に関する議論も活発化してきているところである。
- 一方、地方自治体においても、幼児教育施設の設置者や施設類型によって所管する担当部局（教育委員会、福祉部局等）が異なっているため、域内の幼児教育の質の向上等の取組を設置者や施設類型を問わず一体的に推進するに当たって、関係部局間の連携等が課題となっている。

(2)今後の方向性

①地方自治体における幼児教育推進体制の構築

- 地方自治体においては、設置者や施設類型の垣根を越えて、域内の幼児教育の質の向上の取組を一体的に推進するため、幼保の担当部局の連携・協働や一元化、幼児教育センターの設置等が進められているところである。都道府県においては幼児教育センターの設置⁴⁰が進んできてはいるが、未だ全てには設置されていない。また、市町村においては人的・財政的体制が弱い傾向にあるため、幼児教育センターの設置が進んでおらず、都道府県との緊密な連携体制を構築し、幼児教育の質の向上に取り組むことが求められる。特に都道府県においては、市町村の人的・財政的体制等によって幼児教育の取組に差が生じないように、域内全体で幼児教育の質の向上を図るための仕組みを作ることが重要である。
- また、地方自治体においては、このような幼児教育推進体制の構築の下、全ての子供が小学校の学びへと円滑に接続できるよう、架け橋期のカリキュラムの方針の策定、幼保小の合同研修の充実をはじめとする「幼保小の架け橋プログラム」に取り組むとともに、教育・保育者の資質・能力の向上と優れた人材の計画的な確保、幼児教育アドバイザーの育成・派遣等に取り組むことが期待される。

②幼児教育アドバイザーの育成と派遣

- 幼児教育アドバイザーは、幼児教育の専門的な知見や豊富な教育実践の経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や方法、教育環境の改善等について指導・助言等を行う者であり、幼児教育の質を保障するためにはその役割が非常に重要となる。令和3年5月現在、幼児教育アドバイザー等は都道府県の83.0%、市町村の41.2%で配置されているところであり、近年、増加

⁴⁰ 文部科学省「令和3年度幼児教育実態調査」では、都道府県では27道府県、市町村では90市町村において幼児教育センターが設置されている。なお、文部科学省調べでは、都道府県については設置予定を含めると30道府県において幼児教育センターが設置されている（令和4年6月現在）。

傾向にある⁴¹。幼児教育アドバイザーの採用・育成・配置方法や職務内容は地方自治体によって異なるところもあるが、幼児教育施設への訪問支援は、園内研修の活性化や各園が抱える課題への対応等に一定の成果が得られている。

- 一方、幼児教育アドバイザーの人員が少ないこと等により、継続的な幼児教育施設への訪問支援が困難であったり、幼児教育アドバイザーに対する研修等の支援が不十分であるなどの課題⁴²が指摘されている。
- このため、地方自治体は、地域の実情に応じて、幼児教育アドバイザーの人員配置の充実や、幼児教育アドバイザーの資質・能力の向上のための研修等の支援体制を構築することが重要である。
- さらに、幼児教育アドバイザーの派遣に当たっては、幼児教育施設のニーズや地域の実情に応じて、都道府県と市町村の一層の連携が期待される。例えば、幼児教育施設にとって身近な市町村は継続的な支援を行い、市町村では対応しきれない大きな課題が生じた場合には、都道府県と連携して訪問支援する等の工夫が考えられる。

4-2. 国の役割

(1)現状と課題

- 第3次教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)では、「教育政策を推進するに当たっては、(中略)客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である」とされている。また、「成果は多様であり、評価は多角的な分析に基づくべきものであること」や、「成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと」等に留意が必要とされている。
- 一方、これまで、教育の在り方については、客観的なデータやそれを分析して得られるエビデンスではなく、自己の経験や思想、身の回りの事例により議論されることも少なくなかった。そのため、様々な実態調査等から得られるデータの分析により得られたエビデンスは、これまでの政策の有効性や妥当性の確信的な根拠となることもあれば、政策の企画立案の際に想定している又は想定していた実態とは異なることが明らかになることもある。
- この点、幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い幼児教育を目指した実践が積み重ねられ、大学等でも幼児教育に関する研究が行われている一方で、行政施策が講じられる上で求められるデータやエビデンスの提供、政策形成に資する調査研究といった観点からは、必ずしも十分にあるとは言えない状況である⁴³。
- 諸外国では、子供のデータを収集した長期縦断研究の学術的研究が国の政策形成に有効と考えられ、国のプロジェクトとして取り組まれており、我が国においても、質の高い幼児教育を保障していくた

⁴¹ 文部科学省「令和3年度幼児教育実態調査」9頁参照。なお、「幼児教育アドバイザー等」は、幼児教育アドバイザー、指導主事など、幼稚園、保育所、及び認定こども園を巡回し、教育内容や指導方法、指導環境の改善についての助言を専ら担当する人材を指す。

⁴² 課題としては、質の高い幼児教育アドバイザーの確保、園のニーズと幼児教育アドバイザーの専門性をマッチングする派遣の仕組み、多様な専門性を有する幼児教育アドバイザーがチームとして機能する仕組み、幼児教育アドバイザーを統括・支援する体制の整備、幼児教育アドバイザーが資質・能力を高めていける研修等が挙げられる。

⁴³ 幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて(報告書)」(平成28年3月)参照。

めには、方法論的に正当な調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要である。具体的には、大規模な縦断調査の実施等により、我が国の幼児教育の実態(幼児教育の意義、子供を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等)を科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、その上で幼児教育の研究者や実務家との協議を重ねながら、政策の企画立案を行うことが必要である。

(2)今後の方向性

①幼児教育の調査研究拠点の整備及び研究ネットワークの構築

- データやエビデンスに基づいた政策形成に取り組むためには、国として調査研究拠点の整備を推進し、研究ネットワークを構築することが必要である。
- 平成28年4月、国立教育政策研究所幼児教育研究センター(以下「NIER センター」という。)が設置され、関係省庁との連携の下で、幼児教育に関する国内の調査研究拠点としての役割を担ってきた。
- 今後、幼児教育におけるエビデンスに基づく政策形成の重要性が高まるにつれて、NIER センターの国内の調査研究拠点の中核としての役割が一層重要となる。NIER センターにおいては、大学や地方自治体、幼児教育研究団体、民間研究機関等とそれぞれの特性や強みを踏まえつつ連携・協力を図り、国内外の研究ネットワークを構築することが期待される。また、ネットワークの構築に当たっては、幼児教育の関連領域だけでなく、周辺領域の各学会や研究機関まで範囲を広げて取り組むことが重要である。
- さらに、これまでに都道府県では30道府県、市町村では90市町村において幼児教育センターが設置され、各幼児教育センターにおいて架け橋期のカリキュラムに関する調査研究などが行われてきている。このような取組についての情報を共有できるようなネットワークを、NIER センターを中核として構築し、地方自治体の取組とNIER センターの調査研究が相まって、我が国全体の幼児教育の振興へとつなげていくことも期待される。
- 加えて、これらの調査研究拠点や研究ネットワークによる研究成果が関係者間で効果的に情報共有され、更なる幼児教育の質の向上に向けた研究の推進を図るとともに、幼児教育施設や家庭・地域への還元も行われるよう、国においてデータベースやプラットフォームを構築することが期待される。
- 例えば、幼児教育施設・地方自治体・幼児教育センター等においては、幼児教育の実践の好事例の収集・蓄積・発信により、幼児教育の質を高めることが期待される。また、NIER センター・大学・民間のシンクタンク等ではそれらの好事例も活用しつつ、幼児教育に関するデータ収集や科学的・実証的な分析に基づくエビデンスを幼児教育施設・地方自治体・幼児教育センター等に提示することにより、地域や幼児教育施設による幼児教育の格差是正、一定水準の質の確保を行うことが期待される。
- なお、幼児教育施設・地方自治体・幼児教育センター等にデータやエビデンスを正しく解釈し、活用してもらうためには、橋渡し役となる幼児教育アドバイザーや養成校の教員等の資質・能力の向上が重要であり、併せて取り組むことが必要である。

②大規模縦断調査の実施

- 諸外国では、子供のデータを収集した長期縦断研究の学術的研究が国の政策形成に有効と考えられ、国のプロジェクトとして取り組まれているが、我が国では、このような長期縦断研究に必要となる子

供のデータも幼児教育の実践等に関するデータも十分ではない。

- 今後、日本においても、上記の調査研究拠点や研究ネットワークの研究成果を生かしながら、大規模な長期縦断調査を国のプロジェクトとして実施することが必要である。具体的には、質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、幼児期に育みたい資質・能力(認知能力・非認知能力)やその育成方法(カリキュラム、環境の構成方法)、幼児教育の質がその後の子供の成長に与える影響等に関するデータやエビデンスの収集等が必要である。

③幼児教育の質の評価に関する手法開発及び実証研究の推進

- 諸外国では、幼児教育の質保障の方策として、幼児教育の質や子供の発達と成果のより客観的な評価に向けて、具体的な評価指標を開発し活用している。
- 実際、幼児教育の質及び子供の発達と成果に関する評価指標は、大規模縦断調査を踏まえながら、様々に開発され使用されており、国際的に広く使用されてきた代表的な評価指標としては、3歳以上の集団保育の質を測定する尺度である ECERS(Early Childhood Environment Rating Scale) や2歳から5歳の保育の質を測定する尺度で特に保育者と子供の関わりに焦点を当てている SSTEWS(Sustained Shared Thinking and Emotional Well-being)等がある。
- これら諸外国の評価指標は、日本の幼児教育施設においても、園内研修や自己評価等の際に活用している例があり、評価することを目的とするのではなく、点数の根拠を話し合うことで、自分たちの幼児教育の実践の振り返りや課題・改善方策等の共有につなげている。
- 一方、これらは各国独自の子供観・発達観・保育観等に基づき作成されているものであるため、日本の幼児教育の質評価を行うに当たっては、日本の幼児教育に沿った質評価指標の開発研究を進める必要がある。
- 現在、NIER センターにおいて、ECERS や SSTEWS 等を参考にしながら、日本の文化的な背景等を踏まえつつ、幼児教育におけるプロセスの質評価とその活用の在り方について研究が進められているところである。幼児教育施設における実証や国内外の研究者からの意見等を踏まえながら、日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を進めることが求められる。
- あわせて、幼児教育施設に対しては、評価についてはその結果のみに着目するのではなく、結果の根拠や背景を話し合うことにより、幼児教育施設の課題を発見し教育の改善に生かす手段として活用していくものであることを周知していくことが重要である。
- また、このような取組を進めながら、第三者評価を含め、指導の改善による幼児教育の質の向上に向けた PDCA サイクルに寄与する評価の在り方について、検討することが重要である。

(参考1) 幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ 審議経過

【第1回】令和4年9月29日(木)10:00~12:00

- 幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループの設置等について
- 委員による意見交換

【第2回】令和4年10月19日(水)15:30~17:30

- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第3回】令和4年10月27日(木)10:00~12:00

- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第4回】令和4年11月11日(金)10:00~12:00

- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第5回】令和4年11月30日(水)10:00~12:00

- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第6回】令和4年12月13日(火)10:00~12:00

- 幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ報告書(案)について
- 委員による意見交換

【第7回】令和4年12月22日(木)10:00~12:00

- 幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ報告書(案)について
- 委員による意見交換

(参考2) 幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ名簿

(敬称略・五十音順)

(◎:委員長、○:委員長代理)

○秋 田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
安 達 譲	学校法人ひじり学園せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園長
荒 牧 美佐子	目白大学人間学部子ども学科准教授
遠 藤 利 彦	東京大学大学院教育学研究科教授
大 濱 雅 子	神戸市立名谷きぼうの丘幼稚園長
大豆生田 啓 友	玉川大学教育学部教授
柿 沼 平太郎	学校法人柿沼学園理事長
坂 崎 隆 浩	社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり理事長、園長
高 木 恵 美	栃木県幼児教育センター長(栃木県総合教育センター幼児教育部長)
田 村 学	國學院大學人間開発学部教授
寶 來 生志子	横浜市立恩田小学校長
堀 江 敦 子	スリール株式会社代表取締役
松 井 剛 太	香川大学教育学部准教授
松 本 理寿輝	まちの保育園・こども園代表
◎無 藤 隆	白梅学園大学名誉教授
村 田 伊津子	岐阜市子ども・若者総合支援センター“エルぎふ”所長